

↳ 簡易課税制度選択届出書の取下げ

Q : 消費税の事業者免税点が1,000万円に下げられたので、当社は今年度から消費税の課税事業者になります。計算が簡単ということで簡易課税制度の選択をしましたが、よく聞くと、原則課税の方が有利であることがわかりました。簡易課税制度の取り下げはできますか？

A : 新規課税事業者については、経過措置のある期間に限り、取り下げが認められるようです。

【解説】

消費税の簡易課税制度の適用を受けようとする場合には、原則、その適用を受けようとする課税期間の開始の日の前日までに簡易課税制度選択届出書を所轄の税務署長に届出しなければならず、届出後は、最低2年間、継続適用しなければならないとされています。

しかし、消費税の事業者免税点が1,000万円に引き下げられ、新規課税事業者が多数出てくることから、平成16年4月1日以後最初に開始する課税期間において、新たに課税事業者となる事業者については、その課税期間中に簡易課税制度選択届出書を提出すればよいとする特例措置が講じられました。

また、国税庁では、簡易課税制度を理解せず届出を出した事業者に対し、経過措置のある期間についてのみ、簡易課税制度の取り下げを認めるとする救済措置も採っています。

なお、この取り扱いは、経過措置の適用がある新規課税事業者だけでするので注意してください。

